

農業者年金

農業者の方は国民年金の上乗せの公的な年金
「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！

ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

①年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く。）である20歳以上60歳未満の方が加入できます。

高齢農家世帯の家計費は、月額約24万円というデータがあります。

国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。

②農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い。

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円～6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。（脱退一時金はありません。）

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	638万円	675万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	284万円	301万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。

受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の18年間（令和元年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.55%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和3年度は0.25%となっています。 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。
※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。

ポイント

2

一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、
- 所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。
- 保険料の運用益が非課税 ●将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。 ●死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問合せください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員 ☎03-3502-3199

JAおきなわ

●本店組織活性部 ☎098-831-5157

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

